

ろうきん定期預金ランクアップサービス利用規定

1. (ランクアップサービス)

ろうきん定期預金ランクアップサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、定期預金の満期時に、高利回りの定期預金を選択して元金または元利金を自動継続するサービスをいいます。

2. (対象)

- (1) 本サービスの対象となる定期預金は、総合口座を含む通帳口定期預金口座における期日指定定期預金(以下「ワイド定期」といいます。)、自由金利型定期預金 M型(以下「スーパー定期」といいます。)および自由金利型定期預金(以下「大口定期」といいます。)のうち、満期時の取扱いが元金継続または元利継続の預入れとします。
- (2) 個人のお客さまのみ本サービスをご利用いただけます。

3. (自動継続)

- (1) 本サービスでは、預入金額が300万円未満で預入期間3年の定期預金については、あらかじめ指定された定期預金の満期日に、当該定期預金と同一の預入期間のワイド定期とスーパー定期の利回りを比較し、高利回りの定期預金を選択して元金または元利金を自動的に継続します。なお、同率の場合は、継続前と同一の定期預金で元金または元利金を自動継続します。
- (2) 元金または元利金が300万円以上1千万円未満の場合はスーパー定期で、1千万円以上の場合は大口定期で自動的に継続します。
- (3) 自動継続された預金についても同様とします。
- (4) 解約予約、継続後の預入期間の指定、継続時に上乗せ利率がある場合には本サービスはご利用いただけません。

4. (スウィングサービスとの併用)

- (1) 本サービスは「ろうきんスウィングサービス」の「定期預金順スウィング」サービスとの併用ができます。
- (2) 「定期預金逆スウィング」のお申込みがある場合は、本サービスはご利用いただけません。

5. (払戻請求書等の省略)

各定期預金の規定の定めにかかわらず、このサービスによる定期預金の自動作成または自動解約において、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (解約)

本サービスを解約する場合は、当金庫所定の書面により当店または当金庫本支店に届出てください。

7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の各定期預金の規定により取扱います。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上